

前橋市監査委員公表第23号

令和2年10月21日に提出された前橋市職員措置請求の監査結果による勧告を受けて講じた措置について、令和3年3月17日付けで前橋市長から通知がありましたので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和3年3月19日

前橋市監査委員	根 岸 隆 夫
同	田 村 盛 好



内 公 管

令和3年3月17日

前橋市監査委員 様

前橋市長 山 本 龍  
(公 印 省 略)

前橋市職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果に対する措置について（通知）

令和2年10月21日に提出のあった前橋市職員措置請求（住民監査請求）に係る監査の結果において、地方自治法第242条第5項の規定に基づき措置を講じることとして、令和2年12月18日付けで勧告のあった内容について、同法第242条第9項の規定により下記のとおり措置を講じたので、通知します。

(建設部公園管理事務所)

記

1. 前橋東照宮と隣接している公園用地において、同社務所の建物の一部が公園用地に越境しているが、その部分を含めた最小限の土地を普通財産に変更した後、前橋東照宮に対して有償で貸付けを行うことを内容とする契約を令和3年3月15日付けで市と前橋東照宮の間で締結した。

なお、貸付けの対象となる土地については、令和7年3月31日を期限として、前橋東照宮が買取りを行うことを内容とする覚書を令和3年3月15日付けで市と前橋東照宮の間で締結した。

